

不登校児童生徒等への支援について

【不登校とは】

何らかの心理的、情緒的、身体的あるいは社会的要因・背景により、登校しない、あるいはしたくともできない状況にあるため年間30日以上欠席した者のうち、病気や経済的な理由による者をのぞいたもの

不登校児童生徒数

(人)

区 分	R 元	R2	R3	R4	R5(速報値) ※詳細は別紙
小学校	668	793	965	1,333	1,475
中学校	1,026	1,155	1,553	1,896	2,037
計	1,694	1,948	2,518	3,229	3,512

対象児童生徒

事 業 等

「不登校対策推進リーダー」の校内組織への位置付け（令和4年度から設置）

- スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等と連携し、「チーム学校」体制を構築する。
- 児童生徒の状況を素早く共有するため、教育相談・支援主任と連携し、アンケートや教育相談を実施する。また、定期的な「不登校対策委員会等」を開催する。

学
校
に
登
校
で
き
る

いじめ・不登校等予防的生徒指導推進事業

- 教職員の資質向上
 - ・ 教育センター研修の実施
 - ・ 生徒指導協議会における好事例の周知
 - ・ 支持的風土の醸成された学級づくりに係るハンドブックの作成と配付
- 教育相談体制の充実
 - ・ 教育相談体制強化のための研修の実施
- 「児童生徒の主体的取組」の推進
 - ・ 「全国いじめ問題子供サミット」への参加
- 多様な相談機関の周知、いじめ等の予兆の早期認知
 - ・ 「いじめ問題24時間電話相談窓口」カードの作成と配付

ふれあい活動推進事業

各中学校区内の小・中学校、家庭、地域の交流を支援することにより、学校、家庭、地域それぞれの教育機能向上と連携の推進を図る。

指定校・研究校

【生徒指導重点指定校】

生徒指導主事を専任化し、「チーム学校」としての組織的な生徒指導体制を構築する。

【不登校支援研究校】

ICT 機器等を活用するなど効果的な実践及び研究を行うとともに、その成果を全市に普及する。

スクール
カウンセラー
活用事業

児童生徒の問題行動等の未然防止や早期発見・早期解決及び学校における教育相談の充実を図る。

<配置人数>
83名
※全市立学校に配置

教室に入れない

いじめ・不登校等対策ふれあい事業

<ふれあいひろば> 「ふれあいひろばのガイドライン」を作成し、令和4年度から施行
設置：全ての市立小・中学校及び

中等教育学校（前期課程）で終日開室
内容：児童生徒の多様なニーズを踏まえた、ICT 機器等を活用した学習活動や、飼育活動や創作活動などの体験的活動

ふれあいひろばの利用児童生徒数等(人)

区 分	R4	R5
小学校	1,099	1,220
中学校	962	1,037
計	2,061	2,257

学
校
に
登
校
で
き
な
い

外
出
が
で
き
る

「ふれあい教室（教育支援センター）」の運営

<ふれあい教室（教育支援センター）>
設置：広島市内5カ所（中・北・西・東・安佐南）
内容：社会的自立を目的とした学習指導やグループ活動
人的配置：主任指導員5名、相談員4名
指導員11名
<ふれあい教室通室児童生徒数（令和5年度）>

教 室	通室児童生徒数(小・中)
中	78 人
北	53 人
西	42 人
東	23 人
安佐南	84 人
計	280 人

<木の葉の会（保護者の会）>
不登校児童生徒の保護者を対象に、臨床心理士によるグループカウンセリングを年間37回、ふれあい教室等で実施

【フリースクール等の民間施設との連携】

フリースクール等の民間施設と、学校や教育関係機関との意見交換会を実施

	意見交換会への参加施設数	教育委員会への協議書提出件数	
		小	中
R3	31	26	37
R4	33	31	42
R5	40	38	56

※令和5年度は57施設を校長会にて情報提供

- 指導要録上の出席扱いに関するガイドラインの運用
民間施設で相談・指導を受けた日を指導要録上出席扱いにできるようガイドラインを作成し、令和元年10月に通知

外
出
が
難
し
い

面
談
が
で
き
る

面
談
が
難
し
い

【多様な教育機会の確保】

- 不登校児童生徒に対する学習支援や、対面による相談が困難な場合のスクールカウンセラー等による相談に「G Suite for Education」（オンラインで学習支援や個別面談などを行うことができるシステム）を活用するよう令和2年11月に通知
- 不登校児童生徒が自宅において ICT 等を活用した学習活動を行った場合のガイドラインを作成し、平成18年3月に通知

【関係機関との連携】

- 広島市こども療育センター心療部・愛育園
- 医療機関
- 各区のこども家庭センター
- 児童相談所
- 警察

不登校、児童虐待等の様々な課題を抱えている児童生徒を対象に、専門的な知識技術を有するスクールソーシャルワーカーが、関係機関とのネットワークを構築するなど、支援体制を整える活動を実施

スクール
ソーシャルワーカー
活用事業